

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日から〇会社に入社して、以後、各部局に勤務継続していたが平成〇年〇月〇日から編成業務局編成部（以下「編成部」という。）に異動（配置転換）した。編成部勤務中の平成〇年〇月〇日、事業場内の自分の机で突然に涙が出て脱力感等を発症し〇病院に救急搬送され、傷病名を「心気症、うつ病、過換気症候群」と診断されて同日から入院療養開始した。同年〇月〇日に退院して同月〇日より〇クリニックに紹介転院、傷病名を「気分障害、不眠症」と診断されて通院療養開始した。請求人は、平成〇年〇月中に行った長時間残業により心身の疲労が溜まったことにより、平成〇年〇月〇日に発病し倒れたものとして監督署長に対し療養補償給付の請求をした。監督署長は、請求人に発病した疾病は業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとして療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は発病日を平成〇年〇月末頃として不支給決定処分しているが、発病原因は平成〇年〇月に行った長時間の所定時間外労働によるもので、それにより平成〇年〇月〇日に発病し倒れたものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人の発病した疾患名と発病時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32.0 軽症うつ病エピソード」を平成〇年〇月末頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価について

請求人は平成〇年〇月〇日に編成部に異動したが異動内示当時から番組編成の要の部としての心理的プレッシャーを感じていたという出来事は、判断指針「職場における心理的負荷評価表」に当てはめると、「配置転換があった」に該当するものであり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点として、業務引継ぎが異動日の約1か月前から実施され同種労働者と比較して業務内容が困難でなかった。また、前任者の担当していた引継ぎ業務も異動時期には他の担当者にも分散されていたこと、編成部に編成部長もいて過大な責任の発生はしていないこと等より事業場側の応援・協力の欠如はなかったため、職種、職務の変化の程度及び合理性の有無等から判断して特に修正を要しない。

異動後の編成部の所定時間外労働時間数は、平成〇年〇月が〇時間、同年〇月が〇時間、同年〇月が〇時間、平成〇年〇月が〇時間で、この期間の平均所定時間外労働時間数は平均〇時間で、これらは、具体的出来事「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」には該当しない。

なお、請求人は平成〇年〇月末頃～〇月初め頃から、4月からの大きな番組編成、スペシャル番組、及び野球放映・編成の準備の仕事が加わり残業も増えて平成〇年〇月の所定時間外労働時間は〇時間となるが、発病時期は平成〇年〇月末頃のため発病原因として評価することは適当でない。

以上のとおり、請求人には業務による心理的負荷の強度「Ⅱ」の出来事が認められるが、心理的負荷の強度を修正する事実はなく総合評価は「中」と認められる

(3) 業務以外の心理的負荷の評価について、「職場以外の心理的負荷評価表」の出来事の類型では該当するものは認められない。

(4) 個体側要因の評価について

性格傾向は、真面目、心配性、及び責任感が強い、既往歴はなく、習慣飲酒は缶ビール1本程

度であり飲酒上の問題は見られない。

- (5) 以上から判断指針に照らし総合的に判断すると、精神障害の発病に関与した業務による出来事は、平成〇年〇月〇日の職場内での異動（配置転換）であり心理的負荷の強度は「Ⅱ」、総合評価は「中」と認められる。よって、業務と本件疾病との間には相当因果関係がなく業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32.0 軽症うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の申述から、「平成〇年〇月〇日付けで編成部に異動（配置転換）したが異動内示時より番組編成の要としての心理的プレッシャーを感じていたこと」、「異動後の約3か月経過した平成〇年〇月末頃から、今後予定される番組改編成、特番、及びWBC（野球）関係の業務処理の心配から種々の症状を発症したこと」が挙げられ、これらは具体的出来事の「配置転換があった」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められる。

心理的負荷の強度を修正する視点として、異動（配置転換）に際し前任者よりの引継ぎ業務は編成業務未経験者の請求人を考慮して、編成部業務の分割的な専任体制が計画され、それにより前任の編成部（デスク）からの引継ぎ業務を請求人以外の他の編成部員等にも分散引継ぎされて前任者に比し業務量の大幅な軽減措置が図られていること、請求人への業務引継ぎは異動日の約1か月前より1回あたり約2～3時間で10回実践的に実施されていること、請求人が引継いだ業務の相談に際しても前任者や常時隣席する以前に編成業務を経験した上司の編成部長に行われていること等から職場の支援・協力・等の欠如や孤立もないことが認められる。よって職種、職務の変化の程度、合理性の有無等から修正を要しないものと判断する。

編成部に異動後から発病したとする平成〇年〇月末までの4か月間の所定外労働時間は、平成〇年〇月が〇時間、同年〇月が〇時間、同年〇月が〇時間、平成〇年〇月が〇時間、この期間の平均所定外労働時間数は平均〇時間であり、異動前6か月の状況（1か月平均所定外労働時間数〇時間）と比較して勤務、拘束時間が長時間化した配置転換とは認められず、他に強度「Ⅱ」を修正すべき要因も認められない。

なお、請求人は審査請求理由において、平成〇年〇月に担当した編成（デスク）業務において、長時間の所定外労働を行ったことを発病原因と主張しているが、発病時期は平成〇年〇月末頃であり、平成〇年〇月の時間外労働が本件疾病の発症の原因となったとは認めることは適当でない。

- (3) 業務以外の心理的負荷についてみると、請求人の申述と報告、及び同人の妻の報告から「職場以外の心理的負荷評価表」の出来事の類型に該当する事実は認められない。
- (4) 個体側要因についてみると、請求人の申述と報告、及び同人の妻の報告から既往歴、遺伝歴等は認められず、習慣飲酒が認められるが当該精神障害の発病に関与したものは精神部会の判断のとおり認められない。
- (5) 以上より、請求人の発病した精神障害は、ICD-10の「F32.0 軽症うつ病エピソード」に該当する。業務による心理的負荷強度は「Ⅱ」に該当するが、異動後の状況をもみても総合評価は「中」と判断するのが妥当であり、当該疾病と業務との間に相当因果関係を認めることは困難であることから、当該疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、請求人の発病した疾病は労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上疾病とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。